

第 48 回コーデックス連絡協議会

日時：平成 24 年 2 月 27 日（月）

13:30 ～ 16:30

場所：厚生労働省専用第 15・16 会議室

議 事 次 第

1. 議題

○最近検討された議題について

- ① 第 19 回食品輸出入検査・認証制度部会
- ② 第 33 回栄養・特殊用途食品部会
- ③ 第 43 回食品衛生部会

○今後検討される議題について

- ① 第33回分析・サンプリング法部会
- ② 第44回食品添加物部会
- ③ 第6回食品汚染物質部会
- ④ 第27回一般原則部会
- ⑤ 第44回残留農薬部会
- ⑥ 第20回食品残留動物用医薬品部会
- ⑦ 第40回食品表示部会

2. その他

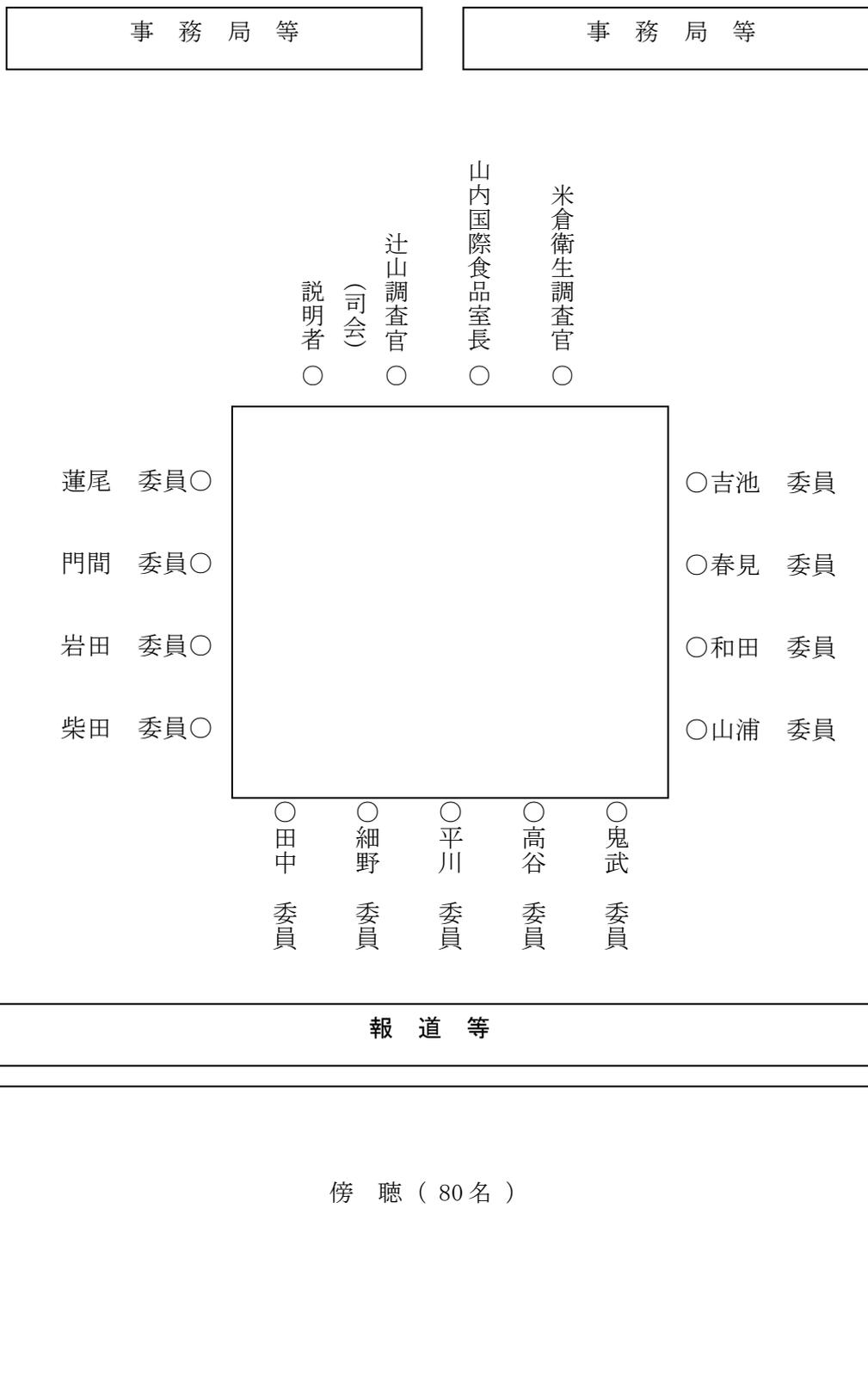
コーデックス連絡協議会 委員名簿

(敬称略 50音順)

いわた 岩田	しゅうじ 修二	前 サントリー(株) 品質保証本部 テクニカルアドバイザー
おにたけ 鬼武	かずお 一夫	日本生活協同組合連合会 安全政策推進室 室長
かすみ 春見	たかふみ 隆文	日本大学生物資源科学部農芸化学科 教授
かどま 門間	ひろし 裕	(財) 食品産業センター 参与
かんだ 神田	としこ 敏子	前 全国消費者団体連絡会 事務局長
しばた 柴田	あつし 温	全国農業協同組合連合会 営農販売企画部 リテール事業課 課長
たかや 高谷	さとし 幸	(社) 日本食品衛生協会 専務理事
たなか 田中	ひろゆき 弘之	東京家政学院大学現代生活学部健康栄養学科 教授
はすお 蓮尾	たかこ 隆子	家庭栄養研究会 副会長
ひらかわ 平川	ただし 忠	日本食品添加物協会 常務理事
ほその 細野	あきよし 明義	(財) 日本乳業技術協会 常務理事
やまうら 山浦	やすあき 康明	特定非営利活動法人 日本消費者連盟 共同代表運営委員 兼 事務局長
よしいけ 吉池	のぶお 信男	青森県立保健大学健康科学部栄養学科 教授
わだ 和田	まさえ 正江	主婦連合会 副会長

第48回コーデックス連絡協議会 会場配置図

平成24年2月27日(月)



FAO / WHO 合同食品規格計画

第 19 回食品輸出入検査・認証制度部会

日時 : 2011 年 10 月 17 日 (月) ~10 月 21 日 (金)
 場所 : ケアンズ (オーストラリア)

議 題

1.	議題の採択
2.	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3.	CCFICS の作業に係る FAO、WHO 及び他の国際政府機関の活動に関する報告
(a).	CCFICS の作業に係る FAO 及び WHO の活動に関する報告
(b).	CCFICS の作業に係る他の国際機関の活動に関する報告
4.	国内の食品管理システムに係る原則及びガイドライン原案(ステップ4)
5.	その他の事項及び今後の作業
(a).	公的証明書的一般様式の証明事項に関するさらなるガイドラインに係る討議文書
(b).	新規作業の提案
6.	次回会合の日程及び開催地
7.	報告書の採択

第 19 回食品輸出入検査・認証制度部会 (CCFICS) 概要

1. 開催日及び開催場所

日時：2011 年 10 月 17 日（月）～10 月 21 日（金）

場所：ケアンズ（オーストラリア）

2. 参加国及び国際機関

58 カ国、 1 加盟機関（EU）、 8 国際機関

3. 我が国からの出席者

厚生労働省医薬食品局食品安全部

監視安全課 輸出食品安全対策官 松井 保喜

監視安全課輸入食品安全対策室 主査 荒川 尚子

農林水産省消費・安全局

消費・安全政策課 国際基準専門官 安宅 倭

消費・安全政策課 国際基準専門職 矢野 貴子

テクニカルアドバイザー

東京大学 公共政策大学院 特任研究員 松尾 真紀子

4. 主要議題の概要

議題 4 国内の食品管理システムに係る原則及びガイドライン原案 (ステップ 4)

今年3月に開催された作業部会が作成した原案に各国の意見を踏まえ、必要な修正を行った。

第 1 章から第 3 章までは、文言の修正や、項の並び替え、原則の追加について各国から意見が寄せられた。第 4 章では、システムの全体的な流れを示すべきだとの意見から、会期内作業部会（豪州、EU、日本、米国及びメキシコが参加）において第 4 章の序章原案を作成し、各国はそれをもとに議論を進めた。

①Policy setting→②System design→③Implementation→④Monitoring and System reviewの 4 つのステップと最後の④の結果からすべての工程にフィードバックされる Continuous improvement から構成されるダイアグラムが提示された。（図 1 参照）

最終的に、前半（第 3 章まで）をステップ 5 に進め、後半（第 4 章）をステップ 2 に差し戻し、本年 7 月にアイルランドで物理的作業部会(pWG)を開催することとなった。

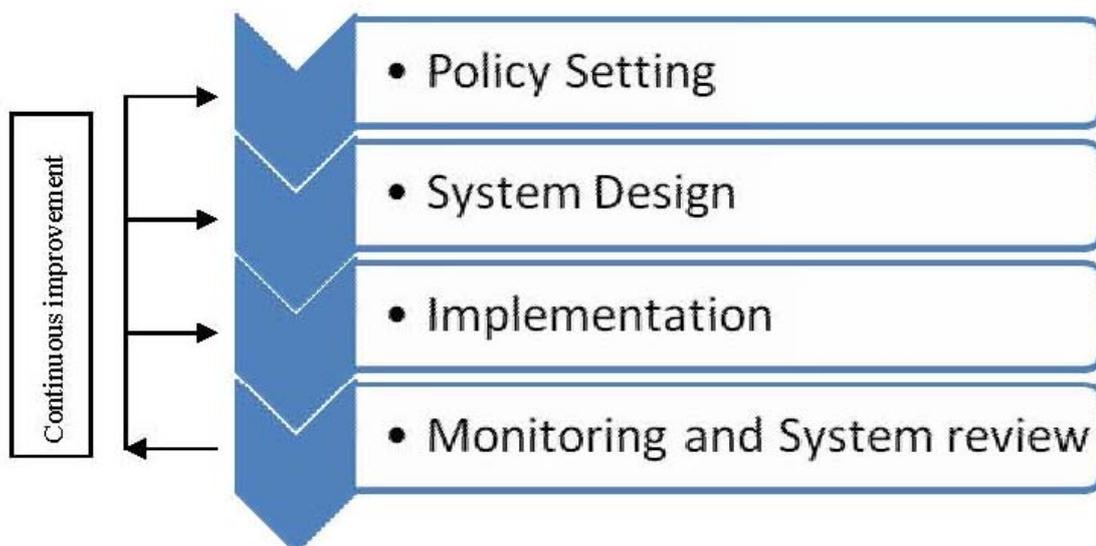


図1 国内の食品管理システムに係るダイアグラム

議題5 その他の事項及び今後の作業

(a) 公的証明書的一般様式の証明事項に関する更なるガイダンスに係る討議文書

米国が提出文書に沿って説明を行った。米国は追加の作業を提案しているわけではなく、APECの経緯で説明をしているだけであり、更なる作業は不要との結論に至った。

(b) 新規作業の提案

① 食品輸出国及び食品輸出施設が提出を求められる書類情報に関する提案 (提案国：コスタリカ)

コスタリカが提出文書に沿って説明を行った。新規作業として進めることになったものの、コスタリカが作成した討議文書がプロジェクトドキュメントの形式になっていないため、まずは電子的作業部会（eWG）を立ち上げ、問題点を整理した討議文書及びプロジェクトドキュメントの作成を行うこととなった。eWGはコスタリカがホストし、ドキュメントはスペイン語と英語で作成されることとなった。

② 「国内の食品管理システム」の規制面での実施状況のモニタリングに関する指標に係る討議文書 (提案国：米国)

国内の食品管理システムの文書の完了を待たずに新規作業とすることに対し多くの国が反対したため、新規作業としては承認しないこととなった。しかしながら、その重要性は多くの国が共感するところであることから、eWG（議長国：米国）において各国がどのように食品管理システムのモニタリングを行っ

ているのか状況を把握するための質問票を作成し、各国に送付することとなった。

③ 食品の安全に関する緊急事態への対応に関するガイドラインに係る提案
(提案者：国際酪農連盟 (International Dairy Federation))

国際酪農連盟から、既存ガイドラインは、緊急時のリスクミ・情報交換に焦点をあてており、どのように管理するかについて十分ではなく、また、そのような状況下に置ける管理当局や国際機関等の役割についてもガイドラインに書かれていないといった説明があった。当該提案については、多くの国が既存文書で対応可能であると反対し、新規作業としては合意せず。

ただし、複数の国より進展の余地があると意見があったことから、緊急時の情報交換に関する既存のコーデックス文書 (CAC/GL 19-1995及びCAC/GL 25-1997) を修正する件に関し、さらなる討議文書の作成を行うこととなった。米国が次回会合までに討議文書を準備することとなった。

(参考)

本部会の作業と今後のアクション

事項	ステップ	次のアクション
国内の食品管理システムに係る原則及びガイドライン原案 (イントロダクション、セクション1-3)	5	第35回 CAC
国内の食品管理システムに係る原則及びガイドライン原案 (セクション4)	2/3	物理的作業部会 (座長：豪州) 第20回 CCFICS
食品輸出国が提出を求められる多様な質問票の負担に関する討議文書	-	電子的作業部会 (座長：コスタリカ) 第20回 CCFICS
「国内の食品管理システム」の規制面での実施状況のモニタリングに関する討議文書	-	米国 第20回 CCFICS
食品の安全に関する緊急事態への対応に関するさらなるガイドラインの必要性及び動物用飼料を取り扱うために緊急時に関する既存の文書を修正する提案の分析に関する討議文書	-	米国 第20回 CCFICS

FAO/WHO 合同食品規格計画
第 33 回栄養・特殊用途食品部会報告書

日時 : 2011 年 11 月 14 日 (月) ~11 月 18 日 (金)
場所 : バート・ゾーデン・アム・タウンス (ドイツ)

議 題

1.	議題の採択
2. a)	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
b)	FAO 及び WHO からの付託事項
3.	コーデックス栄養表示ガイドラインにおける表示を目的とした栄養参照量 (NRVs) の追加/改定原案 (ステップ 4)
4.	表示を目的とした食事に関係する非感染性疾患のリスクと関わりのある栄養素の栄養参照量 (NRVs) の策定と見直しについての原則 (ステップ 4)
4. a)	一般集団を対象とした食事に関係する非感染性疾患のリスクと関わりのある栄養素の栄養参照量 (NRVs-NCD) を設定するための一般原則案 (ステップ 4)
4. b)	一般集団を対象とした食事に関係する非感染性疾患のリスクと関わりのある栄養素の栄養参照量 (NRVs) の改定原案
5.	必須栄養素の食品への添加に関するコーデックス一般原則 (CAC/GL 9-1987) の改定原案 (ステップ 4)
6.	乳児 (6-12 ヶ月齢) 及び幼児用の調整補助食品ガイドライン (CAC/GL 8-1991) の改定原案 (ステップ 4)
7.	乳幼児用の精製穀物加工食品の規格基準 (CODEX STAN 74-1981) に低体重児用の新規 PartB を挿入することに関する討議文書 (ステップ 4)
8.	フォローアップフォーミュラのコーデックス規格 (CODEX STAN 156-1987) の見直しについての提案
9.	その他の事項及び今後の作業
10.	次回会合の日程及び開催地
11.	報告書の採択

第 33 回栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) 概要

1. 日時及び開催場所

2011 年 11 月 14 日(月)～11 月 18 日(金)

バート・ゾーデン・アム・タウヌス(ドイツ)

2. 参加国及び国際機関

68カ国及び1加盟機関(EU)、33 国際機関 合計 269 人

3. 我が国からの出席者

消費者庁食品表示課長	増田 直弘
厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課国際食品室長	山内 和志
農林水産省消費・安全局消費・安全政策課調査官	辻山 弥生
消費者庁食品表示課衛生調査官	米倉 礼子
テクニカルアドバイザー	
女子栄養大学教授	山田 和彦
財団法人日本健康・栄養食品協会	浜野 弘昭
独立行政法人国立健康・栄養研究所食品保健機能研究部部長	石見 佳子

4. 概要

議題3:コーデックス栄養表示ガイドラインにおける表示を目的とした栄養参照量 (NRVs)の追加/改定原案(ステップ 4)

前回部会での WHO/FAO からの要請を受け、55カ国から提出された各国の NRVs やその算定根拠及びデータを基に議論が行われた。

データに関して、用語については、各国により共有の専門用語がないことや、データ提出国の 50%以上がひとつの地域に集中していたこと、栄養素により科学的根拠を評価する文献調査数に幅があったことなどが報告された。

また、一般集団に対するカリウムのNRVについては NUGAG により進められており、2012 年までに新たな推奨が提言されることが報告された。

さらに、NRVs の策定は、その使用目的を考慮し、一般集団に対する必要とされる適切な摂取量に基づく NRVs の策定を第一とし、非感染性疾患のリスクに基づく NRVs は今後の検討とすることとされた。また、すべてのビタミンやミネラルの見直しは実質的に難しいとの意見から、表示を目的とした重要度に応じて優先的に検討することが必要との意見が出された。

しかし、オーストラリアが、28 種類すべての栄養素を対象とした NRVs を評価することを提案したため、オーストラリアを座長とする電子作業部会を設置することで合意され、原案の提案をステップ3に差し戻しコメントを回付し、次回部会で討議することが合意さ

れた。

議題4: 表示を目的とした食事に関する非感染性疾患のリスクと関わりのある栄養素の栄養参照量(NRVs-NCD)の策定と見直しについての原則

議題4a) 一般集団を対象とした食事に関する非感染性疾患のリスクと関わりのある栄養素の栄養参照量(NRVs-NCD)を設定するための一般原則案

電子作業部会(共同座長国: 米国、タイ、チリ)での議論結果を基に議論が進められた。

前文及び定義について、NRVsの原則等との一貫性を考慮し、修正が加えられた他、特に、上限摂取量(UL)については、ULとAMDR(許容される主要栄養素分布範囲)の定義を含めることとした。

NRVs-NCD 策定の一般原則における科学的根拠の確からしさについては、日本をはじめいくつかの国は、“Probable(おそらく確実)”は“Convincing(確実)”に比べると確からしさはやや弱いものの、科学的根拠は十分であり、NRVsを参照する多くの諸外国においては必要であるものとして“Probable”を残すことを支持した。一方、EU や米国は、健康強調表示との整合性から、科学的根拠の確からしさを“Convincing”のみとすることを主張し、WHO は“Probable”を含めることを支持するとともに、健康強調表示の科学的根拠について、脚注で説明することを提案した。最終的には、本文から“Probable”を削除する一方で、根拠として、“Probable”を含めることの適切さについて検討することを本文に追加することで合意した。

この他、時間の都合ですべての事項について検討できなかったため、NRVs-NCD 策定の一般原則(案)や、ビタミンミネラルのNRVs及びNRVs-NCD 策定の一般原則に関する栄養表示ガイドライン付属書と統合する修正案の提案、根拠の確からしさが“Convincing”レベルである他の栄養素におけるNRVs-NCDを策定する必要性、その他追加事項の課題を提案し、本会議での修正事項も含めてステップ3で回付し、次回部会において検討を行うため、電子作業部会(座長国: 米国、共同座長国: タイ及びチリ)を設置することで合意した。

議題4b) 一般集団を対象とした食事に関する非感染性疾患のリスクと関わりのある栄養素の栄養参照量(NRVs-NCD)の改定原案

飽和脂肪酸の栄養参照量を設定するための科学的根拠が十分あるかどうかについて長時間にわたって議論された。専門家組織における検討に関して、飽和脂肪酸と非感染性疾患のリスクとの関係について、日本は米国やタイと共に十分なエビデンスが存在しているとの意見を述べた。結局、エネルギー参照量が2000kcal(8370kJ)の場合、22gもしくは丸めて20g(飽和脂肪酸の総エネルギー摂取に占める割合は10%)との提案がなされ、多くの国が2000kcal(8370kJ)あたり20gを支持した。ナトリウムにつ

いては、2000mg が提案され、多くの国がこれを支持した。

なお、部会では、飽和脂肪酸の NRV-NCD を 20g、ナトリウムの NRV-NCD を 2000mg とすることで合意し、第 35 回総会において、ステップ 5/8 として承認の上、食品表示部会 (CCFL) にも通知することとした。

議題5: 必須栄養素の食品への添加に関するコーデックス一般原則

(CAC/GL9-1987) の改定原案(ステップ 4)

電子作業部会 (共同座長国: カナダ、チリ、ニュージーランド) で議論された結果及び会期直前の物理的作業部会の議論の結果をもとに CRD2、討議文書及び改定原案が用意され、議論が行われた。

物理的作業部会では、各章の目的、個々の原則について検討をしたものの、具体的な表現まで検討はなされなかった。

本議題についてはステップ 3 に差し戻し、次回部会で検討することとされ一般原則の枠組みや、一般原則の 3 章から 7 章 (包括的もしくは一般的な原則の汎用性、追加原則、ガイダンスの手引き等) の検討、序論に示される目的の追加や定義の必要性、義務的添加及び自主的添加の支持に求められる公衆衛生上必要な実証レベルについて、電子作業部会 (座長国: カナダ、共同座長国: ニュージーランド) で検討資料の作成を行うことで合意した。

議題6: 乳児 (6-12 か月齢) 及び幼児用の調整補助食品ガイドライン

(CAC/GL8-1991) の改定原案(ステップ 4)

電子作業部会 (共同座長国: ガーナ、米国) で議論された結果及び会期直前の物理的作業部会の議論の結果をもとに CRD1、討議文書及び改定原案が用意され、議論が行われた。

改定原案における言葉の定義について、アフリカ諸国やオブザーバー NGO から多くの意見が表明され、ここでの議論に長い時間を費やした。最終的に議長からの提案により、調整補助食品は 6~24 ヶ月及びそれ以上の乳幼児に使用されるべきものであり、2002 年の WHO の報告書に加え、2003 年及び 2005 年のガイダンスの原則に関する文書を脚注に引用することで合意した。

また、原材料や衛生等、他の基準との整合性も含めて追加、更新、修正が行われるとともに、汚染物質については新規で項目が追加された。

なお、付属書の検討は時間の関係でできなかったため、次回の部会で検討する予定であり、今後は、ステップ 5 として進め、第 35 回総会で承認を得ることで合意された。

議題7: 乳幼児用の精製穀物加工食品の規格基準 (CODEX STAN 74-1981) に低

体重児用の新規 PartB を挿入することに関する討議文書(ステップ 4)

インドを座長とする電子作業部会において、特に必須成分や穀類含量、エネルギー

一密度やたんぱく質量について十分な議論が行われ、討議文書が用意された。

しかし、部会は時間の関係で討議ができなかったため、今後も、引き続きインドを座長とする電子作業部会において再検討を行った上で、ステップ3でコメントを回付し、次回部会で検討することで合意した。

議題8:フォローアップフォーミュラのコーデックス規格(CODEX STAN 156-1987)の見直しについての提案

ニュージーランドは、フォローアップフォーミュラに関する現行規格が策定されてから20年以上たち、技術的な発展だけでなく、フォローアップフォーミュラの多様化も考慮に入れて更新をする必要があることから、規格の見直し及び見直しの範囲(全面的か部分的か)について提案したが、時間の関係で討議できなかったため、次回部会で検討することとなった。

議題10:次回会合の日程及び開催地

次回第34回会合については、2012年12月3～7日にドイツにおいて開催予定である旨報告された。

【栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) の作業と今後のアクション】

事項	ステップ	次のアクション
栄養参照量 (NRVs) の改定原案	5/8	<ul style="list-style-type: none"> 第 35 回総会 (第 40 回 CCFL へ通知)
乳児 (6-12 か月齢) 及び幼児用の調整補助食品ガイドライン (CAC/GL8-1991) の改定	5	<ul style="list-style-type: none"> 第 35 回総会
一般集団を対象とした食事に関する非感染性疾患のリスクと関わりのある栄養素の栄養参照量 (NRVs-NCD) を設定するための一般原則案	3	<ul style="list-style-type: none"> 電子作業部会 (座長: 米国 共同座長: チリ、タイ) 第 34 回 CCNFSDU
コーデックス栄養表示ガイドラインにおける表示を目的とした栄養参照量 (NRVs) の改定追加原案	3	<ul style="list-style-type: none"> 電子作業部会 (座長: オーストラリア) 第 34 回 CCNFSDU
必須栄養素の食品への添加に関するコーデックス一般原則 (CAC/GL9-1987) の改定原案	3	<ul style="list-style-type: none"> 電子作業部会 (座長: カナダ 共同座長: ニュージーランド) 第 34 回 CCNFSDU
乳幼児用の精製穀物加工食品の規格基準 (CODEX STAN 74-1981) に低体重児用の新規 PartB を挿入することに関する討議文書	3	<ul style="list-style-type: none"> 電子作業部会 (座長: インド) 第 34 回 CCNFSDU
フォローアップフォーミュラのコーデックス規格 (CODEX STAN 156-1987) の見直しについての提案	—	<ul style="list-style-type: none"> 第 34 回 CCNFSDU
食品添加物リストの改定提案		<ul style="list-style-type: none"> スイスによるとりまとめ 第 34 回 CCNFSDU

FAO / WHO 合同食品規格計画

第 43 回食品衛生部会 (CCFH)

日時 : 2011 年 12 月 5 日 (月) ~12 月 9 日 (金)
 場所 : マイアミ (米国)

議題

1.	議題の採択
2.	コーデックス総会及びその他の部会からの食品衛生部会への付託事項
3.	FAO、WHO 及び他の国際政府間機関から提起された事項
a)	FAO/WHO 合同微生物学的リスク評価専門家会議 (JEMRA) からの経過報告及び関連事項
b)	国際獣疫事務局 (OIE) からの情報
4.	食品中のウイルス制御に関する衛生実施規範原案 (ステップ 4)
5.	食品中の微生物規準の設定と適用に関する原則の改定原案 (ステップ 4)
6.	食肉における人畜共通感染症を起こす特定寄生虫 (<i>Trichinella spiralis</i> 及び <i>Cysticercus bovis</i>) の管理のためのガイドライン原案 (ステップ 4)
7.	生鮮野菜・果実に関する衛生実施規範のメロンに関する付属文書原案(ステップ 4)
8.	CCFH が適用するリスクアナリシスの原則と手順のレビューに関する討議文書
9.	その他の事項及び今後の作業
(a)	CCFH の業務の優先順位
10.	次回会合の日程及び開催地
11.	報告書の採択

第 43 回食品衛生部会 (CCFH) 概要

1. 開催日及び開催場所

2011 年 12 月 5 日 (月) ～12 月 9 日 (金)

マイアミ (米国)

2. 参加国及び国際機関

90 加盟国、1 加盟機関 (EU)、9 国際機関

3. 我が国からの出席者

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課課長補佐	松岡 隆介
厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課国際食品室国際調整 専門官	横田 栄一
国立保健医療科学院国際協力研究部上席主任研究官	豊福 肇
厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課	石田 一義
農林水産省消費・安全局消費・安全政策課 リスク管理専門官	佐々木 貴 正
農林水産省消費・安全局消費・安全政策課危害要因情報班 微生物 物対策係	村上 真理 子
内閣府食品安全委員会事務局評価課評価調整官	前田 光哉

4. 主な審議結果

主要議題の概要は以下のとおり。

議題 4 食品中のウイルス制御に関する衛生実施規範原案(ステップ 4)

本次 CCFH 開催日前日にオランダを議長国とする物理的作業部会 (pWG) を開催し、電子的作業部会 (eWG) 後の各国コメントを踏まえた文書を再度修正し、本会議では pWG の修正案 (CRD3) をもとにパラグラフ毎に検討が行われた。

全体として、一般的な要件を記した本文、二枚貝と生鮮野菜・果実に特化した要件としての、生産段階での管理、輸送、加工段階での二次汚染の防止につ

いて記載した付属文書の体裁は維持しながら、各国からの意見を踏まえ所要の文言の修正等が行われた。

我が国の懸念事項に関連した部分では、例示としてあげられているノロウイルスの症状消失後のウイルス排出期間（平均 4 週間、最大 8 週間）について、米国が CDC の情報に基づき、2 週間以上に修正することを提案し、変更することで合意した。

また、我が国から、ウイルスを不活化させるのに必要な加熱温度と時間について、付属文書 1 に例示としてある 90℃、90 秒という加熱条件を、実際の実験データ及び魚類及び水産食品の実施規範の付属文書 1 の記載を踏まえて 85-90℃にすることを提案し、受け入れられた。

本文書の最終的な取り扱いについては、ラテンアメリカ・カリブ海地域調整部会の国々から、部会直前の pWG 及び部会中で修正された点を検討する十分な時間が必要なこと及び加盟国間でウイルス検査に関する技術的な格差があることなどから、ステップ 5 に進めた上で次回部会で再度検討すべきとの意見が出されたが、本部会での進捗を考慮し、ステップ 5/8 で次回総会に諮ることで合意した。

議題 5 食品中の微生物規準の設定と適用に関する原則の改定原案 (ステップ 4)

会期中作業部会(議長:日本及びフィンランド)において、各国から提出されたコメントを踏まえて日本及びフィンランドが提出した修正原案を基に、本会議での議論のための事前整理が行われ、主に以下のことが決定された。

- ・オーストラリアの修正案どおり、本文書を再構成すること
- ・微生物規準 (MC) の 3 つのカテゴリー (GHP ベース、ハザードベース、リスクベース) を維持すること
- ・ food processing environment criteria については当面取り扱わず、 food safety criteria 及び process hygiene criteria を重点的に取り扱うこと

また、会期中作業部会から部会に対して、実務的な MC の適用を示した事例集を付属文書として策定し、それに基づき本文書の見直しを行うために、次回部会までの間に pWG を開催することが提案された。

本会議では、会期中作業部会の議論を踏まえて、本文書の詳細な検討を進めることは控え、主要な問題点及び今後の作業の進め方について議論を行った。主な議論の結果は以下の通り。

- ・本文書の構成及び主要な論点については、会期中作業部会の提案どおりで

合意した。

- ・今後、付属文書に含める実務的な事例（例 1～5b）について決定するとともに、実務的な事例の原案の策定については、電子的な手段を用い、事例ごとに1つのリード国と2～3の協力国でのチームで原案作成にあたることで合意された。

事例 1：GHP ベースのアプローチ

原案作成チーム：EU（リード国）、ベナン、カメルーン、ガーナ、パナマ

事例 2：食品のロットの受け入れを評価するために食品に対して設定される微生物規準

原案作成チーム：米国（リード国）、アルゼンチン、タイ、ウルグアイ

事例 3a：HACCP システムのパフォーマンスを検証するために食品に対して設定される微生物規準

原案作成チーム：IDF（リード国）、ボリビア、ガンビア、ナイジェリア

事例 3b：食品安全管理システムのパフォーマンスを検証するために食品に対して設定される微生物規準

原案作成チーム：ニュージーランド（リード国）、コスタリカ、ケニア、キリバス、サモア

事例 4：リスクベースのアプローチとして高有病率の食品媒介病原体に対して設定される微生物規準

原案作成チーム：デンマーク（リード国）、ブラジル、コロンビア、コスタリカ、セネガル、ALA

事例 5a：リスクベースのアプローチとして達成目標（PO）を微生物規準として運用

原案作成チーム：カナダ（リード国）、ブラジル、フランス、インド

事例 5b：リスクベースのアプローチとして達成目標（PO）を微生物規準として運用

原案作成チーム：米国（リード国）、ブラジル

- ・付属文書の策定及び本文書の見直しのため、フィンランドと日本が共同議長となり pWG を設置（2012年5月又は6月にEUで開催予定）することとされた。なお、我が国は、当該作業部会のホスト国（英語のみ）となる意思を表明したが、中南米の国々やスイスから3言語（英語、スペイン語、フ

ランス語)での開催について要望があげられ、EUが通訳付きでの開催を申し出、また部会はこのEUの申し出を歓迎したことから、このような結末になったものである。また、原案策定に途上国を参画させる試みはWHOのCodex Trust Fund事務局から、“幅広い参加”から“全体的な参加の強化”にシフトする良い例となり得るため、サポートする旨の情報提供があった。

- ・さらに、ステップ3で提示される各国コメントを踏まえ、次回CCFH直前に物理的作業部会(議長国:フィンランドと日本)を開催して、再修正案を策定し部会に提示する。

本原案については、ステップ2に差し戻し、上記のpWGで再検討を行った後、ステップ3で各国にコメントを求め、次回部会で議論することで合意された。

議題6 食肉における人畜共通感染症を起こす特定寄生虫 (*Trichinella spiralis* 及び *Cysticercus bovis*) の管理のためのガイドライン原案 (ステップ4)

2011年7月EUとニュージーランドを共同議長国として、アイルランドにおいて開催されたpWGで作成された原案及び原案に対しステップ3で提出されたコメントを踏まえEUとニュージーランドが提出した文書(CRD18)を基に今後の作業方針や進め方等に関して議論が行われた。

共同議長国からpWGの勧告に基づき、本原案を再検討するためにeWGを設置して作業を進めるべきとの提案があった。これに対して、我が国は、FAO/WHOの専門家会合において、食品中の寄生虫並びにそれらの公衆衛生及び国際貿易上の影響に関する現在の知見をレビューする予定であり、この結果を踏まえ、寄生虫に関する一般的なガイダンスの策定及び特に懸念のある食品と寄生虫の組み合わせを検討する必要があること、また、イノシシ科の肉における *Trichinella* については、OIEにおける当該寄生虫の作業が終了するまで実質的に作業はできないことから、これらの結果が出るまでは作業を待つべきと主張し、米国からも同様の意見が出された。一方、EU等からは、これらの作業は同時並行で進めることが可能であり、eWGの設置に賛同する意見が出された。

議論の結果、本原案についてはステップ2に差し戻し、OIEの作業の進展やFAO/WHOの専門家会合の結果等も踏まえつつeWGにおいて再検討を行った後、ステップ3で各国にコメントを求め、次回部会で議論することで合意された。また、対象とする *Trichinella* の範囲については、*Trichinella spiraris* から全ての *Trichinella* に拡大することとされた。

議題 7 生鮮野菜・果実に関する衛生実施規範のメロンに関する付属文書原案 (ステップ 4)

2011年6月オタワで開催された pWG（議長国：カナダ及び米国）が作成した当該付属文書の原案に対し、ステップ 3 で各国から提出されたコメントを踏まえ、今次 CCFH でセクション毎に議論がなされた。

Introduction では、食中毒原因菌について、*Salmonella* 属菌の他に、昨今の食中毒事例を踏まえて *Listeria monocytogenes* を例示として加えることとなった。その他、所要の文言の追加、修正、移動等を行い、本原案を次回総会にステップ 5/8 で進めることで合意された。

議題 9 その他の事項及び今後の作業：

(a) CCFH における作業の優先順位決定に関する作業部会の報告書の討議

本部会の前日に開催された作業部会（議長国：タイ）の結果、「スパイス及び乾燥芳香性植物のための衛生実施規範（CAC/RCP 42-1995）」の改定及び「生鮮野菜・果実に関する衛生実施規範のベリー類に関する付属文書」の 2 つが新規作業として提案され、議論の結果、いずれも新規作業として次回総会に承認を求めることとされた。なお、「スパイス及び乾燥芳香性植物のための衛生実施規範（CAC/RCP 42-1995）」の改定については米国が、「生鮮野菜・果実に関する衛生実施規範のベリー類に関する付属文書」についてはブラジルが議長国となり、いずれも eWG において次回部会に向けて原案を作成することとされた。

この他、「水分含量が低い食品の衛生規範の策定」及び「衛生規範の新規策定及び定期的な見直し」の 2 件について、次回部会で取り扱いを検討することとされ、前者については米国が、後者についてはオーストラリアが討議文書を準備することとされた。

我が国からは、生鮮野菜・果実に関する衛生実施規範及びその付属文書について、整合性の確保及び重複を避ける観点から見直しをすべきとの指摘を行い、「衛生規範の新規策定及び定期的な見直し」の討議文書の中で合わせて検討することとされた。

また、次回部会直前に CCFH における作業の優先順位に関する作業部会（議長国：米国）を再度設置することで合意した。

なお、今回、ベリー類に関する付属文書の新規作業提案の要請が事前に文書で提出されなかったことに関連し、議長から、過去に新規作業として提案して

受け入れられなかったものまたは優先順位が低いとされたものについては、再度検討を依頼する場合には、新規作業に関するコメント要請の回付文書に対応して、改めて提出すべきとの確認がされた。

(参考)

食品衛生部会(CCFH)の作業と今後のアクション

事項	ステップ	今後のアクション
微生物学的リスク評価の実施に関する原則及びガイドラインの修正案	-	第35回総会
CCFHが適用するリスクアナリシスの原則と手順に関する改定案	-	第35回総会
食品中のウイルス制御に食品衛生の一般原則を適用することに関するガイドライン原案	5/8	第35回総会
生鮮野菜・果実に関する衛生実施規範のメロンに関する付属文書原案	5/8	第35回総会
食品中の微生物規準の設定と適用に関する原則の改定原案	2/3	物理的作業部会[議長国：フィンランド、共同議長国：日本] 第44回CCFH
食肉における人畜共通感染症を起こす特定寄生虫（ <i>Trichinella spiralis</i> 及び <i>Cysticercus bovis</i> ）の管理のためのガイドライン原案	2/3	電子的作業部会[議長国：EU/ニュージーランド] 第44回CCFH
スパイス及び乾燥芳香性植物に関する衛生実施規範の改定	1/2/3	第35回総会 電子的作業部会[議長国：米国] 第44回CCFH
生鮮野菜・果実に関する衛生実施規範のベリー類に関する付属文書	1/2/3	第35回総会 電子的作業部会[議長国：ブラジル] 第44回CCFH
水分含量が低い食品の衛生実施規範に関する討議文書		米国
衛生実施規範の新規策定及び定期的な見直しに関する討議文書		オーストラリア

FAO / WHO 合同食品規格計画

第 33 回分析・サンプリング法部会 (CCMAS)

日時 : 2012 年 3 月 5 日 (月) ~ 3 月 9 日 (金)

場所 : ブダペスト (ハンガリー)

仮議題

1.	議題の採択
2.	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3.	国際食品貿易におけるサンプリング及び検査の原則
4.	コーデックス規格の分析法条項の承認
5.	コーデックス規格における知的所有権を有する分析法の使用について
6.	分析法に関する国際機関間会合の報告
7.	その他の事項及び今後の作業
8.	次回会合の日程及び開催地
9.	報告書の採択

※標記会合に先立ち、2012 年 3 月 3 日 (土) に「分析法の承認に関する作業部会」が開催される予定。

第 33 回分析・サンプリング法部会（CCMAS）の主な検討議題

日時 : 2012 年 3 月 5 日（月）～3 月 9 日（金）

場所 : ブダペスト（ハンガリー）

主要議題の検討内容

議題 3 国際食品貿易におけるサンプリング及び検査の原則

前回部会において、国際食品貿易におけるサンプリングや検査に際して科学的な観点から紛争を防ぐための原則を作成することで合意されたものである。これまでに、電子作業部会（議長国：ニュージーランド、協力国：オランダ、米国）において、既存の各種ガイドラインの関係性や基本的考え方を整理し、サンプリングと測定に基づく適合性評価のための原則について分かりやすくまとめた資料の作成が進められてきた。

今次会合では、電子作業部会で作成された原案に基づく議論が予定されている。本作業では、既存のガイドラインの改訂は行わないこと、既に存在する Codex の基準値に影響を与えるものとはしないことがこれまでの部会での議論で確認されており、既存のガイドラインとの整合性に注意しつつ、使用者にとって分かりやすいガイドラインとなるよう、適切に対応したい。

議題 4 コーデックス規格の分析法条項の承認

個別食品部会において討議された分析法が適切かどうか、手続きマニュアルに定める分析法選定規準に従って評価される。

- ・魚醬中の総窒素、アミノ酸窒素、pH、塩化ナトリウム、ヒスタミンの分析法（魚類・水産製品部会）；魚醬の規格案に関連する分析法について検討
 - ・食塩の分析法（添加物部会）；食塩中の金属類（GSCTFF（食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関するコーデックス一般規格）に位置づけられているもの）及び銅の分析法に関し、クライテリアアプローチ（特定の分析法を規定するのではなく、分析法が満たすべき性能規準を規定する方法）の適用を検討。
 - ・乾燥ココナッツ、タケノコ缶詰（生鮮果実・野菜部会）；乾燥ココナッツのサンプリング法、タケノコ缶詰のスズの分析法を検討。
- 科学的に妥当な分析法が承認されるよう対応したい。

- ・食物繊維の分析法について

前回会合において、複数の分析法が Type I（分析法の定義自体が測定値を決

定づける分析法。1つの食品品目/分析対象物質に関し、1つの分析法だけが位置づけられる)として承認されたが、各分析法の対象に重複がある点に関連して、分析者が分析法を選択する際の手助けとなるディシジョンツリー(食物繊維を定量するにあたって取り得る分析法の選択肢を樹形図で表したもの)の作成作業を進めるべきか否かが議論される予定である。

栄養表示のガイドライン(CAC/GL2 -1985)における「食物繊維」の定義が対象化合物の範囲について解釈の余地を各国に残している点を鑑みつつも、コーデックス規格(STAN 234)に分析法が規定された趣旨を踏まえて、分析者にとって分かりやすいものとなるよう対応したい。

議題5 コーデックス規格における知的所有権を有する分析法の使用

前々回会合において、国際機関間会合(IAM)からの報告の中でコーデックス規格の中で知的所有権を有する分析法を位置づけることに伴う問題点等について報告があった。これを受けて、前回会合においては、知的所有権を有する分析法の使用について、新技術の発展を妨げる可能性があること、特定の試薬入手が容易でない場合に問題が生じること等について言及があり、コーデックスの手続きマニュアルを改訂することが合意されている。

今次会合では、手続きマニュアル中の分析法設定の原則(Principles for the establishment of codex methods of analysis)に関して、具体的な加筆改訂案が議論される予定である。

コーデックス規格に特定の分析法の使用を規定する場合には、分析者が容易に使用可能な分析法を基本とするべきとの観点から、適切に対応したい。

FAO / WHO 合同食品規格計画

第 44 回食品添加物部会 (CCFA)

日時 : 2012 年 3 月 12 日 (月) ~ 3 月 16 日 (金)

場所 : 杭州 (中国)

仮 議 題

1.	議題の採択
2.	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
	(a) CCFA で適用されるリスクアナリシス原則案
3.	FAO / WHO 及び第 74 回 FAO / WHO 合同食品添加物専門家会議 (JECFA) からの関心事項
4.	(a) コーデックス規格における食品添加物及び加工助剤の最大使用基準値の承認/改訂
	(b) 食肉製品関連食品規格の食品添加物条項と GSFA の関連条項の整合性に向けた討議文書
5.	食品添加物コーデックス一般規格 (GSFA)
	(a) 保留中の GSFA 食品添加物条項の案及び原案
	(b) いくつかの食品添加物に関する意見と情報 (CL 2011/4-FA Part B, point 9,10,11 及び CL 2011/17-FA への回答)
	(c) 表 3 に規定されている pH 調整剤及び乳化剤、安定剤、増粘剤の表 1 及び 2 における食品添加物条項の案及び原案
	(d) GSFA のアルミニウムを含む食品添加物条項
	(e) GSFA 食品分類 16.0 の解説に関する討議文書
	(f) 注釈 161 の使用に関する討議文書
6.	他の食品規格と関連文書 (ステップ 7)
	食用塩に関する規格の改訂案 (CODEX STAN 150-1985) (N08-2010) (ステップ 6 でのコメント)
7.	食品添加物の国際番号システム (INS)

	食品添加物の国際番号システムに対する変更／追加に関する提案（ステップ3でのコメント）
8.	食品添加物の同一性及び純度に関する規格
	第74回JECFAにおいて設定された食品添加物の同一性及び純度に関する規格（ステップ3でのコメント）
9.	JECFAによる食品添加物の優先評価リスト
	(a)JECFAの優先評価リストへの追加及び変更に関する提案（CL2011/8-FAへの回答）
	(b)JECFAによる食品添加物の再評価メカニズムに関する討議文書
10.	加工助剤に関するデータベースの様式
11.	その他の事項及び今後の作業
12.	次回会合の日程及び開催地
13.	報告書案の採択

※標記会合に先立ち、2012年3月9日（金）・10日（土）に「食品添加物コーデックス一般規格(GSFA)」に関する作業部会が開催される予定。

第 44 回食品添加物部会 (CCFA) の主な検討議題

日時：2012 年 3 月 12 日 (月) ～16 日 (金)

場所：杭州 (中国)

主要議題の検討内容

議題 5 食品添加物のコーデックス一般規格 (GSFA)

(a) 保留中の GSFA 食品添加物条項の案及び原案

前回会合において、議論されなかった添加物条項について、前回会合で示された各国コメントを踏まえ準備された添加物条項案が検討される。各添加物について、我が国における使用実態が反映されるよう適切に対応したい。

(b) いくつかの食品添加物に関する意見と情報

カシアガム、エリスロシン、ステビオール配糖体、亜硫酸塩、アルギン酸エチルライロイル、カロテン類の使用実態に関する情報を提供するよう回付文書 (CL 2011/4-FA Part B, point 9,10,11 及び CL 2011/17-FA) にて求められており、我が国からは、ステビオール配糖体の我が国における使用実態についてコメントを提出している。これら添加物条項に我が国の使用実態が反映されるよう適切に対応したい。

(c) 表 3 に規定されている pH 調整剤及び乳化剤、安定剤、増粘剤の表 1 及び 2 における食品添加物条項の案及び原案

GSFA の表 3 には JECFA における評価の結果、「ADI を特定しない」と評価された食品添加物がリスト化されている。通常、GSFA では、食品添加物の食品中の最大濃度が、食品分類ごとに数値で表記されている。一方、GSFA の表 3 に掲載されている添加物は、原則として食品中の最大濃度が GMP (Good Manufacturing Practice) となっている。例外として、表 3 の付表にある食品分類に表 3 にある食品添加物を使用する場合は、使用する食品添加物を表 1、2 に記載する必要がある。

前回会合により設置された電子作業部会 (議長国：アメリカ) では GSFA の表 3 にある食品添加物のうち「pH 調整剤」及び、「乳化剤、安定剤、増粘剤」としての機能を有する食品添加物について、規格を効率的に策定するため、食品分類ごとの「pH 調整剤」、「乳化剤、安定剤、増粘剤」の使用の必要性等を議論し、各国から提出されたコメントを考慮し、食品添加物の使用の必要性が認められた食品分類、必要性が認められなかったもの、情報が提供されなかったものに分類された。

今回の作業文書は表 3 にある食品添加物のうち、「pH 調整剤」、「乳化剤、安定剤、増粘剤」としての機能がある添加物について、作業文書中に規格案又は原案が示され、これに対して各国のコメントが求められているものである。我が国からも、今回の作業の対象

となっている食品添加物の使用実態についてコメントを提出している。それら提出した情報を基に規格策定のステップが進むよう適切に対応したい。

(d) アルミニウムを含む食品添加物条項

前回会合において、アルミニウムを含む食品添加物の食品中の最大濃度はアルミニウム換算したものであり、かつ具体的な数値を表記すべきこと、数値表記されていない添加物条項は廃止又は作業を中止することで合意した。前回会合により設置された電子作業部会（議長国：ブラジル）が各国から提出されたコメント及び情報を再検討して作成したアルミニウムを含む食品添加物条項原案が議論される予定である。我が国からは、使用実態や技術的妥当性についてのコメントを提出しており、アルミニウムを含む食品添加物の食品中の最大濃度が適切に設定されるよう適切に対応したい。

(e) GSFA の食品分類 16.0 の解説に関する討議文書

前回会合において、食品分類 16.0（複合食品：分類 01～15 に当てはまらない食品）の名称と解説の改訂、本食品分類の具体例について検討されたが、16.0 の分類の必要性について合意が得られなかった。このため、電子作業部会（議長国：アメリカ）が設置され、GSFA の食品分類 16.0 の解説等の改定案、GSFA 前文 5（キャリアオーバーの原則）段落 c の改定案が今次会合で議論されるもの。当該分類の必要性については、各国の意見が多様であるが、我が国で流通している食品の実態が適切に反映されるよう適切に対応したい。

(f) 注釈 161 の使用に関する討議文書

前回会合においては、注釈 161（食品添加物の使用については、特に GSFA の前文第 3.2 項（添加物使用の正当性）との合致を目指した輸入国の規制が適用される）の適用範囲について、当該注釈の使用は、食品規格の調和という目的に沿わず、貿易に不当な障壁を生じうるとして反対があった一方で、CCFA が従うべき手続き（GSFA 前文 3.2 に規定されている手続き）が適用されていないことが問題であり、注釈 161 の使用は必要であるが、その使用を限定し、ケースバイケースで判断するのが適当との意見もあり、合意は得られなかった。このため、電子作業部会（議長国：南アフリカ）において、GSFA 前文 3.2 の統一的な適用を促進するために必要な勧告を策定する作業を行うことで合意した。当電子作業部会検討の結果、①GSFA の全ての条項から注釈 161 を削除する案、②注釈 161 を保持しつつ、注釈 161 を使用する際の手順及びデータ・情報の要件を策定して出来るだけ使用を制限する案、の 2 つの案について部会で議論を進めることが提案されている。注釈 161 の不必要な適用によって、コーデックス規格の目的が損なわれることのないよう適切に対応したい。

議題 6 他の食品規格と関連文書(ステップ 7)

(a) 食用塩に関する規格の改訂原案 (CODEX STAN 150-1985)

前回会合において、電子作業部会（議長国：スイス）が提示した食用塩の規格の改訂原案が議論され、添加物のセクションは特段変更せず、汚染物質のセクションを一部修正することで合意した。また、分析・サンプリング方法のセクションについては、分析法の選択方法に関して分析・サンプル部会（CCMAS）の助言を求めることで合意し、修正原案を総会（CAC）でのステップ5の採択を図ることで合意した。今次会合では、第34回総会（CAC）でステップ5として採択された規格案について、第33回分析・サンプル部会（CCMAS）の承認・助言を踏まえ、最終化を図る予定であり、内容を精査し適切に対応したい。

議題9 JECFAによる食品添加物の優先評価リスト

(a) JECFAの優先評価リストへの追加及び変更に関する提案

回付文書（CL 2011/8-FA）に応じて、各国が、JECFAの優先リストへの追加を要請した食品添加物について議論される。我が国は、アナトー色素の規格変更についてJECFAの優先リストへの追加を要請しており、その要請が受け入れられ優先的に評価が行われるよう求めるなど適切に対応したい。

(b) JECFAによる食品添加物の再評価メカニズムに関する討議文書

前回会合において、食品添加物の定期的な再評価システムの構築が必要であるとの観点から、JECFA事務局が作成した優先順位付けの手続きを含めた再評価の提案に関する討議文書について議論し、電子作業部会（議長国：カナダ）において、再評価を行う食品添加物の優先順位付けのための規準を検討することとされた。今次会合では、当電子作業部会において作成した再評価の優先順位を付けるための規準案に係る討議文書が議論される予定である。内容を精査し適切に対応したい。

FAO / WHO 合同食品規格計画

第 6 回汚染物質部会 (CCCCF)

日時 : 2012 年 3 月 26 日 (月) ~ 3 月 30 日 (金)

場所 : マーストリヒト (オランダ)

仮 議 題

1.	議題の採択
2. (a)	コーデックス総会及びその他の部会/タスクフォースからの付託事項
2. (b)	食品添加物部会及び汚染物質部会が適用するリスク分析の原則について、食品添加物部会に関するものの分割及び飼料への適用に関する改定
2. (c)	化学物質による食品の汚染低減に向けた排出源対策に関する実施規範の飼料への適用に関する改定
3. (a)	FAO 及び WHO (JECFA を含む) からの関心事項
3. (b)	その他国際機関 (IAEA) からの関心事項
4.	食品中のメラミンの最大基準値案 (液体乳児用調製乳) (ステップ 7)
5.	コメ中のヒ素の最大基準値原案 (ステップ 4)
6.	穀物及びその加工品中のデオキシニバレノール (DON) に関する最大基準値原案並びに関連するサンプリングプラン (ステップ 4)
7.	乾燥イチジク中の総アフラトキシンの最大基準値原案 (サンプリングプランを含む) (ステップ 4)
8.	食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関するコーデックス一般規格 (GSCTFF) の修正
9. (a)	食品中及び飼料中のピロリジジナルカロイドに関する討議文書
9. (b)	GSCTFF 中の各種食品中の鉛の最大基準値、食品中の鉛の汚染防止及び低減に関する実施規範並びに化学物質による食品の汚染低減に向けた排出源対策に関する実施規範に関する討議文書
9. (c)	ソルガム中のカビ毒に関する討議文書
9. (d)	ココア中のオクラトキシシン A に関する討議文書
9. (e)	種々のリスク評価を踏まえたリスク管理オプションについてのガイダンスに関する討議文書

1 1 .	JECFA による汚染物質及び自然毒の優先評価リスト
1 2 .	その他の事項及び今後の作業
1 2 . (a)	トウモロコシ及びその加工品中のフモニシン類の最大基準値原案並びに関連するサンプリングプランに関する討議文書（ステップ 4 で保留）
1 3 .	次回会合の開催日程及び開催地
1 4 .	報告書の採択

第 6 回汚染物質部会（CCCF）の主な検討議題

日時：2012年3月26日（月）～3月30日（金）

場所：マーストリヒト（オランダ）

主要議題の検討内容

議題 4 食品中のメラミンの最大基準値案（液体乳児用調製乳）（ステップ 7）

前回部会で液体乳児用調整乳の最大基準値原案 0.15 mg/kg について、ステップ 5/8 で総会に最終採択を諮ることで合意されたものの、第 34 回総会において、注釈（メラミンの検出が食品に接触する素材からの移行に起因することが証明された場合は、最大基準値を適用しない）を付することについて懸念が表明されたことから、ステップ 5 で採択し、ステップ 6 で回付することとなった。

我が国としては、最大基準値案及び注釈を支持するとの立場で対応したい。

議題 5 コメ中のヒ素の最大基準値原案（ステップ 4）

前回部会において、無機ヒ素のデータ収集を継続するとともに、新規作業として総会の承認を経た上で、電子作業部会（議長国：中国）を再設置し、その時点で収集された情報に基づいて最大基準値設定の作業を進め、その中で対象化学種を明確にすることで合意された。第 34 回総会において新規作業として承認され、今次会合において、各国から提出されたコメ中のヒ素に関する分析方法や含有実態データ等の情報をふまえて電子作業部会が作成した討議文書をもとに、最大基準値設定についてその対象化学種も含め議論される予定。

電子作業部会が作成した討議文書では、他の化学形態に比べて毒性学的な懸念が大きいこと、また、コメ中の総ヒ素に占める無機ヒ素の割合のバラツキが大きいことから、無機ヒ素を最大基準値の対象とすることが適切であるとしている。しかし、現段階では最大基準値の設定に必要なデータが不足しているとして、様々な国のコメ中の無機ヒ素に係る含有実態データの収集が必要であり、そのための前提として分析法や標準物質が必要である、としている。一方で、現段階における知見（各国の規制値、現在得られている含有実態データ）に基づき最大基準値を設定する場合として、「玄米について無機ヒ素又は総ヒ素で 0.3 mg/kg、又は精米について無機ヒ素で 0.2 mg/kg」とする最大基準値が提案されている。

我が国としては、コーデックスにおける最大基準値設定に係る原則に則り、JECFA（FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議）がリスク評価の対象とした無機ヒ素での基準値設定を支持しつつ、今回提案されている最大基準値案については、①様々な国のコメ中の無機ヒ素の含有実態データが不足していること、②含有実態データの収集には妥当性が確認された分析法や標準物質が必要であることなどから、現時点では最大基準値の検討を行うのではなく、まずは、これらの知見の収集を行うべきとの立場で対応したい。

議題 6 穀物及びその加工品中のデオキシニバレノール（DON）に関する最大基準値原案並びに関連するサンプリングプラン（ステップ 4）

前回部会において、穀物と穀物から製造される食品中の DON の最大基準値設定（アセチル化体については、第 8 回部会を目途に対象に含めることを検討）、そのサンプリング計画

に関する事項、及び既存の穀物中のかび毒低減のための実施規範（*Code of Practice for the Prevention and Reduction of Mycotoxin Contamination in Cereals (CAC/RCP 51-2003)*）の見直しについて電子作業部会（議長国：カナダ）を再設置して作業を進めることで合意された。

電子作業部会が作成した討議文書では、穀物中の DON の汚染レベルは地域、同じ地域でも年によって大きく異なり、また、小麦、大麦及びトウモロコシの摂食量は世界中で大きく異なることから、全ての消費者に対して安全な最大基準値を設定することは困難であると指摘しながらも、「未加工の小麦、大麦及びとうもろこしについて 2 mg/kg、小麦、大麦及びとうもろこしを原料とする食品（乳幼児用食品を除く）について 1 mg/kg、穀類を原料とする乳幼児用食品について 0.5 mg/kg」とする DON の最大基準値原案を提案している。

また、討議文書には各国が採用している実施規範による DON 汚染の低減効果等について情報が提供されれば有用である旨の指摘があることから、必要に応じて我が国で実施されている低減技術に関して情報提供するとともに、最大基準値がコーデックスの原則やルールに則って検討されるよう適切に対応したい。

議題 7 乾燥イチジク中の総アフラトキシンの最大基準値原案（サンプリングプランを含む）（ステップ 4）

前回部会において、直接消費を対象に 10 μ g/kg とする最大基準値原案については広く支持されたものの、ロットにおけるアフラトキシンの不均一的な分布に鑑み、明確なサンプリングプランが必要であることが指摘された。そのためサンプリングプランについて最大基準値と併せて今次部会で議論されることとなった。

電子作業部会（議長国：トルコ）が作成したサンプリングプランについて説明される予定であり、科学的に適切かつ実効可能性があるものとなるよう適切に対応したい。

議題 8 食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関するコーデックス一般規格（GSCTFF）の修正

前回部会において、食品分類システムに関する作業を中断し、これに代わって、最大基準値が適用される食品・飼料に関する記述を明確化する作業を行うことが合意された。

会議資料が未着であるが、本部会においては、作業の目的に沿った適切な議論となるよう、適切に対応したい。

議題 9(a) 食品中及び飼料中のピロリジジンアルカロイドに関する討議文書

前回部会において、電子作業部会（議長国：オランダ）を再設置し、特に既存のデータを精査するとともに、実施規範策定の可能性について検討を行い、次回会合までに討議文書を更新することで合意された。

電子作業部会が作成した討議文書では、ピロリジジンアルカロイド（PA）による人の健康リスクについては多くのデータギャップが存在しているものの、人及び動物の PA 暴露はできる限り低減することが望ましく、予防的な措置として、特に雑草の管理を中心に規範策定が可能であるとして新規作業が提案されている。

一方、実施規範に含めるべきではあるが既存の方法やその効果についての情報がほとん

どない事項に関して、①情報収集を当該規範の策定の中で行うのか、又は別の作業として行うのか、②PA 暴露を減らす可能性がある農業生産以外の管理措置についても将来的に実施規範を作るのか、③効果の検証方法を実施規範に含めるのか、又は別の作業とするのかを、本会合で議論することが提案されている。

我が国としては、JECFA によるリスク評価終了後に最終採択することを前提に、実施規範の策定を支持するとの立場で対応したい。

議題 9(b) GSCTFF 中の各種食品中の鉛の最大基準値、食品中の鉛の汚染防止及び低減に関する実施規範並びに化学物質による食品の汚染低減に向けた排出源対策に関する実施規範に関する討議文書

前回部会において、第 73 回 JECFA における鉛の耐容摂取量の取り下げを含む再評価結果を踏まえて検討を行った結果、電子作業部会（議長国：米国）を設置し、①乳幼児及び小児用の食品並びに果実及び野菜の缶詰食品の最大基準値の見直しを行うとともに、②他の既存の最大基準値の見直しの必要性の検討を行うことで合意された。

電子作業部会が作成した討議文書は、再評価が必要な既存のコーデックス最大基準値について提言を行うことを目的としており、①再評価しないものとして、根菜及びいも類以外の野菜類、牛、豚、羊、及び鶏の肉、並びにナチュラルミネラルウォーター、②再評価するものとして、果実、豆類、根菜及びいも類、果実及び野菜の缶詰、果実飲料、ソバ並びにカニア及びキノアを除く穀類、牛、豚、鶏の内臓、油脂及びスプレッド、魚類、乳及び乳製品、乳児用調整乳、ワイン、食塩、③果実及び野菜缶詰の最大基準値を一つに統合する、と提案している。

我が国としては、消費者、特に乳幼児の鉛暴露をできる限り低くする観点から最大基準値の再評価を支持しつつ、再評価については主要な暴露源となる食品や規制を実行できる分析法の水準を考慮することなど、GSCTFF に規定された基準値設定の規準に則って行われるよう対応したい。

議題 9(c) ソルガム中のカビ毒に関する討議文書

前回部会において、電子作業部会（議長国：ナイジェリア）を再設置して、新たな付属文書を既存の穀物中のマイコトキシン汚染防止及び低減に関する実施規範（CAC/RCP 51-2003）に追加することの実行可能性を検討するために討議文書を次回会合までに準備することで合意された。なお、最大基準値の検討や汚染実態データの収集については、コーデックス・トラストファンドの枠組みでカバーされていることから、部会ではこれ以上議論しないこととされた。

電子作業部会が作成した討議文書では、ソルガムの生産量、パツリン、ステリグマトシスチンや T2-toxin などその他のカビ毒の報告事例、ソルガムの国際貿易や国内・工業的利用、菌類相及びカビ毒の発生状況、並びに食事摂取量について更新されている。

情報収集に努めるとともに、上記作業が科学的なデータに基づいて適切に進められるよう、適切に対応したい。

議題 9(d) ココア中のオクラトキシン A に関する討議文書

前回部会において、電子作業部会（議長国：ガーナ）を再設置し、ココア中のオクラト

キシシ A の汚染防止及び低減に関する実施規範の策定を念頭におきつつ、次回会合までに討議文書を更新することで合意された。

電子作業部会が作成した討議文書では、実施規範の策定を新規作業として総会に採択を諮り、また採択された場合はコーヒー中のオクラトキシシ A の汚染防止及び低減に関する実施規範 (CAC/RCP69-2009) と同様に作成すること、またココア中のオクラトキシシ A の最大基準値の策定については実施規範が策定・遂行された後に検討される旨提案されている。我が国としては、基本的にこれら提案を支持するとの立場で対応したい。

議題 9(e) 種々のリスク評価を踏まえたリスク管理オプションについてのガイダンスに関する討議文書

第 72 回 JECFA における無機ヒ素の評価に関連し、これまでの暫定耐容週間摂取量 (PTWI) が取り下げられ、新たなリスク評価手法としてベンチマーク用量の 95% 信頼下限値 (BMDL) が用いられたことを受け、新たな手法に基づくリスク評価結果を踏まえたリスク管理オプション検討のためのガイダンス策定について議論が行われているもの。前回部会では、電子作業部会 (議長国：米国、共同議長国：オランダ) を再設置し、①種々のリスク評価結果の記述とこれらに関連しリスク管理者にとって不明確な点、②種々のリスク評価結果の解釈と取り得るリスク管理オプションの記述に焦点をあて、最大基準値や実施規範に加えたさらなるリスク管理オプションに関する討議文書を作成することで合意された。

電子作業部会が作成した討議文書では、大きく分けて①リスク評価結果、②リスク評価結果の解釈、③リスク管理オプションの 3 つのセクションからなり、最大基準値や実施規範の他に各国政府が取り得るリスク管理オプションとしては、摂食の助言や表示、低減対策、リコールや注意喚起、教育訓練及び研究の推進があげられている。

本ガイダンスがリスク管理者にとって分かりやすい文書となるよう、適切に対応したい。

議題 11 JECFA による汚染物質及び自然毒の優先評価リスト

JECFA で評価される汚染物質や自然毒の優先リストの見直しを行うものである。現在、JECFA の評価優先リストに掲げられている汚染物質 (3-MCPD エステル、グリシドールエステル及び非ダイオキシシ様 PCB) 及び自然毒 (ピロリジジナルカロイド) について、関連する我が国におけるサーベイランス及び調査研究等の実施状況並びにデータ提出時期について適宜情報提供するとともに、情報収集に努める。

議題 12(a) トウモロコシ及びその加工品中のフモニシシ類の最大基準値原案並びに関連するサンプリングプランに関する討議文書 (ステップ 4 で保留)

第 32 回総会において、フモニシシの最大基準値策定に係る新規作業が承認されたが、第 4 回 (前々回) の部会では JECFA の評価が終わるまで本作業を延期することが合意された。本会合では、第 74 回 JECFA の結論及び勧告を踏まえて、事務局が作成した討議文書に基づいて本作業を今後どのように進めるのかが議論される。

本討議文書では、JECFA の評価を踏まえて、未加工のトウモロコシ 5,000 $\mu\text{g}/\text{kg}$ 、コーンフラワー/コーンミール 2,000 $\mu\text{g}/\text{kg}$ とする新たな最大基準値原案が提案されており、GSCTFF の基準値設定の規準に則って策定されるよう適切に対応したい。

FAO / WHO 合同食品規格計画

第 27 回一般原則部会 (CCGP)

日時 : 2012 年 4 月 2 日 (月) ~ 4 月 6 日 (金)
 場所 : パリ (フランス)

仮議題

1.	議題の採択
2.	本部会に付託された事項
3.	ステップ 8 で保留されたコーデックス規格案
4.	経済的影響に関するステートメントを検証するメカニズム
5.	コーデックス各部会におけるリスク分析方針の再検討
a)	” Hazard ” の用語の定義 CCFA, CCCF, CCRVDF, CCPR, CCNFSDU, CCFH からの意見
b)	再検討の状況 CCFA, CCCF, CCRVDF, CCPR, CCNFSDU, CCFH からの情報
6.	一般原則部会の付託事項 (Terms of reference) の修正案
7.	コーデックスと OIE の合同規格の策定
8.	文書の回付、報告書の長さ及び内容
9.	その他の事項及び今後の作業
10.	次回会合の日程及び開催地
11.	報告書の採択

第27回一般原則部会（CCGP）の主な検討議題

日時：2012年4月2日（月）～4月6日（金）

場所：パリ（フランス）

主要議題の検討内容

議題3 ステップ8で保留されたコーデックス規格案

コーデックス規格及び関連文書の策定に関する手続きの第5項には、総会は規格案を最終採択せずにそのままステップ8に保留することができる旨の規定があるが、その場合の具体的な条件や、その後、最終採択に向けて何をすべきかについてのガイダンスが存在しない。前回会合において、多くの国からそうしたガイダンスを策定する必要がある旨の指摘が出され、議論の結果、オランダとカナダを共同議長とする電子作業部会において、①上述の第5項に関連して現在起きている事象の調査結果と②リスク分析の原則に沿って規格案又は原案が関連部会で策定されたにもかかわらず総会においてそれらがステップ8に保留されている事象についての具体的記述を含んだ討議文書を作成して、今次会合で議論することとされたもの。

我が国としては、新たなガイダンスの策定や手続きマニュアルを改正する必要はなく、それより総会に最終採択を求める前の各部会の段階で規格案を十分に議論することが重要である、また、同じ国より部会と総会にそれぞれ参加する者の間で十分なコミュニケーションを図ることが重要である、との立場で適宜対応したい。

議題4 経済的影響に関するステートメントを検証するメカニズム

前回会合で「一般原則部会の付託事項の修正案」の議論に関連して、個々の規格案やその規定の経済的影響について各国が提出するステートメントを検証するメカニズム案及びそれに関連する様式案をマレーシアとブラジルが共同議長を務める電子作業部会（EWG）において検討することとされた。EWGでは当該メカニズムの必要性について各国で意見が分かれたことから、報告書では具体的なメカニズムは示されず、一部の国から提出された様式案のみが提示されている。

我が国としては、規格の経済的影響の考慮は「コーデックス手続きマニュアル」中のコーデックス規格策定手続きに関する規定において、各ステップで経済的影響を適切に考慮して対処することが既に認められていることは承知しており、それを活用すべくメカニズムや様式の策定が求められていることは理解する。しかし、多様な文化や経済等を有する世界各国において統一的なメカニズムや様式を策定することは大変困難であると考えられるため、まずは各国が行っている経済的影響の考慮に関する取組について情報を収集し、グローバルレベルでの実現可能性を検討してはどうか、

との立場で適切に対応したい。

議題5 コーデックス各部会におけるリスク分析方針の再検討

(a) ”Hazard” の用語の定義

前回会合でオブザーバーの米国栄養評議会 (CRN) から、手続きマニュアルの Hazard の定義 (A biological, chemical or physical agent in, or condition of, food with the potential to cause an adverse health effect) においては “agent” となっている一方、栄養学的リスクアセスメントに関して信頼できる科学文献では “effect” と異なっていることから、注釈を付けるべきとの意見が出され、議論の結果、本件に関係する部会の意見を求め、今次会合で検討することとされた。

本件については、関係部会において見直しの必要はないとの結論が出されており、我が国としてはこの見解を支持する立場で対応したい。

(b) 再検討の状況

前回会合において、コーデックス戦略計画 2008-2013 の Activity 2.1 (CCGP が各部会におけるリスク分析の原則に関し、一貫性の有無についてレビューする) については、作業を終了し、今後、各部会が同戦略計画の Activity 2.2 (各部会において策定されたリスク分析の原則をレビューする) に基づき、個別のリスク分析方針のレビューを行うこととされた。今次会合では、各部会のレビューの状況について報告が行われる見込み。

各部会によるレビューの状況を聴取し、各部会において Activity 2.2 の作業が適切に進むよう適切に対応したい。

議題6 一般原則部会の付託事項 (Terms of Reference) の修正案

前々回会合で「一般原則部会の付託事項」中の「受託(acceptance)」を含む文章全体を削除することで合意されたが、第 32 回総会で規格の経済的影響を吟味するメカニズムを部会の付託事項に残すべきとの意見が出された結果、再度、前回部会で付託事項全体が検討された。議論の結果、①より正確になるよう第一文に加筆し、②各部会から提案される手続きや一般的事項に関する提案・修正案の検討、総会に対して手続きマニュアルの修正を自ら提案すること等、本来の業務を明確化し、③受託に関する事項を含んでいる第二文及び倫理規定の策定に関する最終文を削除することで合意されたが、経済的影響を吟味するメカニズムに関する記述を削除するか否かについては結論が出ず、各国へ意見を求め、今次会合で引き続き検討することとされたもの。

我が国としては、コーデックス規格策定手続きにおいて、各ステップで経済的影響を適切に考慮して対処することが既に規定されており、その手続について議論することが一般原則部会の付託事項第一文に含まれていることから、重複をさけるため一般原則部会の付託事項から削除することが適当との立場で対応したい。

議題7 コーデックスと OIE の合同規格の策定

前々回会合で、OIE より、動物生産に係る食品安全に関し、コーデックスとの協力関係は既に存在するが、より連携を強固にするために OIE/コーデックス合同規格を策定することを検討する提案がなされた。議論の結果、両者の協力関係を強化することは非常に重要だが、両組織の規格作成の手続きが全く異なることから、コーデックス事務局が OIE 事務局と調整し、手続き上の問題点も含め、合同規格策定の可能性について、討議文書を作成することとされた。しかし、前回会合では、討議文書が会議当日に配布されたため、中身に踏み込んだ議論をするのは難しいとの意見が出され、当該討議文書を各国に回付して意見を求め、今次会合で具体的に議論することとされたもの。

これまでの議論も踏まえ、今後とも両者が協力していくことは有益であるが、合同規格を策定するためには、両組織の規格策定手続きの違いに留意が必要であり、同時に、透明性やステークホルダーからの意見聴取機会の確保といったコーデックスの特長が損なわれることのないよう対応すべきである。また、規格作成手続きに関する OIE における最近の作業状況も踏まえて議論を継続していく必要がある、との立場で適切に対応したい。

FAO / WHO 合同食品規格計画

第 44 回残留農薬部会

日時 : 2012 年 4 月 23 日 (月) ~ 4 月 28 日 (土)

場所 : 上海 (中国)

仮議題

1	議題の採択
2	報告者の選任
3	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
4a	FAO 及び WHO から生じた関心事項
4b	その他国際機関 (IAEA) から生じた関心事項
5a	2011 年 FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議 (JMPR) からの一般審議事項の報告
5b	CCPR で生じた特定の懸案に対する 2011 年 JMPR の回答
6a	食品又は飼料中の農薬最大残留基準値 (MRL) 案 (ステップ 7) 及び原案 (ステップ 4)
6b	グローバルジョイントレビュー対象化合物について各国政府又は地域登録機関が登録する前に JMPR が MRL を勧告するパイロットプロジェクト
6c	パイロットプロジェクト及び各国のグローバルジョイントレビューの進捗の更新情報
7a	食品及び動物用飼料のコーデックス分類の改訂案 (ステップ 7) : 果実類 (食用花 (Edible Flowers)、熱帯性果実及び亜熱帯性果実類 (皮を食すもの) (Assorted Tropical and Sub-tropical Fruits- Edible Peel) 並びに熱帯性果実及び亜熱帯性果実類 (皮を食さないもの) (Assorted Tropical and Sub-tropical Fruits - Inedible Peel) を除く)

7b	食品及び動物用飼料のコーデックス分類の改訂案（ステップ7）：食用花（Edible Flowers）、熱帯性果実及び亜熱帯性果実類（皮を食すもの）（Assorted Tropical and Sub-tropical Fruits- Edible Peel）並びに熱帯性果実及び亜熱帯性果実類（皮を食さないもの）（Assorted Tropical and Sub-tropical Fruits - Inedible Peel）
7c	食品及び動物用飼料のコーデックス分類の改訂原案（ステップ4）：選択された野菜類
8	食品群への MRL の外挿のための代表作物の選定に関する原則及びガイダンス案（ステップ7）
9	Minor Crops 及び Specialty Crops に係る MRL 設定の促進のためのガイダンスに関する討議文書
10	コーデックス残留農薬部会が適用するリスク分析の原則の改訂
11	農薬に関するコーデックス優先リストの策定
12	その他の事項及び今後の作業
12a	CCPR に対する科学的助言の提供に関する JMPR のリソース問題についての討議文書
13	次回会合の日程及び開催地
14	報告書の採択

第 44 回残留農薬部会 (CCPR) の主な検討議題

日時：2012 年 4 月 23 日 (月) ~28 日 (土)

場所：上海 (中国)

主要議題の検討内容

議題 6 a : 食品又は飼料中の農薬最大残留基準値 (MRL) 案 (ステップ 7) 及び原案 (ステップ 4)

以下の物質の MRL 案・原案がそれぞれステップ 7 及びステップ 4 で検討される予定。

検討予定品目 (ステップ 7)

Chlorpyrifos-Methyl (90)

Fenbuconazole (197)

検討予定品目 (ステップ 4)

Acephate (095)	Methamidophos (100)	Cypermethrins (including alpha- and zeta- cypermethrin) (118)	Diflubenzuron (130)
Triazophos (143)	Glyphosate (158)	Profenofos (171)	Hexythiazox (176)
Bifenthrin (178)	Etofenprox (184)	Tebuconazole (189)	Spinosad (203)
Pyraclostrobin (210)	Azoxystrobin (229)	Spirotetramat (234)	Dicamba (240)
Etoazole (241)	Acetamiprid (246)	Emamectin benzoate (247)	Flutriafol (248)
Isopyrazam (249)	Saflufenacil (251)	Sulfoxaflor (252)	

本件については、各 MRL 案が採用された場合、今後我が国で当該 MRL 値を受け入れることを考慮し、安全性に留意した上で適切な MRL 値が設定されるよう対応したい。

議題 6 b : グローバルジョイントレビュー対象化合物について各国政府又は地域登録機関が登録する前に JMPR が MRL を勧告するパイロットプロジェクト

現行の手続きマニュアルでは、新規化合物の農薬については、登録されたもののみが、FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議 (JMPR) による評価の対象とされている。米国は、農薬登録が行われる前にコーデックス MRL が設定されるようにすべきと主張している。

最近、OECD の枠組みと関連して、農薬登録の早期化等を図るため、(本部会の活動とは全く独立して、) 試験データを複数国が役割分担して評価するジョイントレビューが行われている。

さらにコーデックス MRL の設定を早期化することを目的として、米国提案により、農薬が登録される前に、ジョイントレビューと同時並行で JMPR が評価を行うパイロットプロジェクトを実施することが、第 42 回会合において合意された。

これを受け、対象農薬の Sulfoxaflor について、2011 年 JMPR による評価が行われたが、関係国によるジョイントレビューが終了していないため、プロジェクトの評価結果は、来年の会合で報告される予定である。

議題6c：パイロットプロジェクト及び各国のグローバルジョイントレビューの進捗の更新情報

2011年のJMPRがSulfoxaflorを評価した際、現行の方法を用いて推定されたMRLとともに、パイロットプロジェクトの一環として、①この農薬が同一の使用基準(GAP)で使用され、②地域によって残留に大きな差がない、との前提で、全ての残留データを統合してMRLが推定された。

当議題では、パイロットプロジェクトの結果として、後者の方法を用いてこの農薬のコーデックスMRLを設定することを決定するかどうかを検討される。

この農薬は、まだどの国でも登録が行われておらず、GAPが確定していないため、もし1カ国でも異なるGAPが設定された場合には、後者の方法の根拠が失われることから、本検討は現時点では時期尚早であることを指摘しつつ、適切に対応したい。

議題7：食品及び動物用飼料のコーデックス分類

食品及び動物用飼料のコーデックス分類（以下「コーデックス分類」。）のうち、(a)果実群（ただし、(b)を除く）に関する改訂案（ステップ7）、(b)食用花、熱帯性果実及び亜熱帯性果実類（皮を食すもの）及び熱帯性果実及び亜熱帯性果実類（皮を食さないもの）に関する改訂案（ステップ7）、(c)葉菜類、茎葉及び葉柄野菜類並びにアブラナ科結球類・頭花状野菜類に関する改訂原案（ステップ4）について議論される予定である。

(a)(b)については、新たな作物の追加やサブグループの設置に関する前回会合までの議論の結果を反映した改訂案について議論される予定である。熱帯性果実及び亜熱帯性果実類については、前回会合で我が国から提案したきんかん及びかきの分類の変更が反映されていないことに留意する必要がある。なお、果実群の各分類については、前々回会合の合意を受けて、これらの分類の改訂案をまとめてステップ8として最終化される可能性が高い。

(c)については、現在、電子作業部会（共同議長国：オランダ及び米国）において検討が進行中であり、資料は未着であるが、各作物の追加や新しいサブグループの設置を反映したコーデックス分類の改訂案が議論される予定である。

本議題については、これまでの我が国からの提案内容や、我が国の生産及び貿易の実態を考慮して適切に対応したい。

議題8：食品群へのMRLの外挿のための代表作物の選定に関する原則及びガイダンス案

本議題では、グループMRL（定められた食品群全体を対象とした基準値）を設定する際に用いる代表作物を選定する際の「原則及びガイダンス」の作成が検討されてきた。これは、代表作物について作物残留試験を実施してグループMRLを設定すれば、マイナー作物に多くのMRLを設定するための一手段となるとの考え方に基づくものである。

我が国はこれまで、

- ①生産量や消費量の違いにより、代表作物が各国で同一になるとは限らないことから、日本を含めた各国が「原則及びガイダンス」に従って、自国の代表作物を選定した結果を考慮して、コーデックスが代表作物の選定の検討を行うアプローチが認められること
- ②文書全体について容易に理解でき、かつ使いやすい構成とすること

を基本方針として、具体的な修正の提案を行ってきた。

前回会合においてステップ7とすることが合意された「原則及びガイダンス」の本体部分及びこれに添付された果実の代表作物の例示を掲載したTable 1は、概ね我が国の意見が反映されていること、また、早期に原則を決めることが重要であることから、本体部分及びTable 1をステップ8に進められるよう対応したい。また、Table 1の内容に議題7（コーデックス分類の改訂）の議論の結果が適切に反映されるよう対応したい。

なお、討議文書では、前回会合で合意されていないにもかかわらず、野菜の代表作物の例示を掲載したTable 2が提案されているが、CCPRの合意を反映させた文書にするよう対応したい。

議題9：Minor Crops 及び Specialty Crops に係る MRL 設定の促進のためのガイダンスに関する討議文書

マイナー作物への MRL 設定については、売上高に寄与しないとの理由でメーカーのデータ作成の動機づけが十分働かないため、必要な科学的データを得ることが困難となっている。本議題では、こうした状況での MRL 設定の促進方法が討議される。

前回会合で、CCPR と JMPR が使用するマイナー作物の定義が検討されたが、2009年に策定された OECD のガイダンスにおいても統一的なマイナー作物の定義を決めないこととしたため、定義を決めるのではなく JMPR での評価に必要な作物残留データの最小例数を定めるためのクライテリアについて検討することになった。

本件については、電子作業部会（共同議長国：米国、タイ及びケニア）により、ある作物の生産量が世界の作物の総生産量に占める割合や、各地域における消費量データを指標として、作物残留データの例数を現行よりも少なくする案が検討されている。一方で現在の JMPR のリソースを考えると、CCPR から JMPR に評価を依頼するマイナー作物の数が増え、新しい農薬やメジャー作物の評価に費やす時間と量力が失われてしまう懸念もある。このため、マイナー作物の MRL 設定と、新しい農薬やメジャー作物の MRL 設定のバランスを考慮し、慎重に対応する必要がある。

我が国は、マイナー作物の MRL 設定の促進にあたっては、議題7及び議題8を通じて、各食品分類に該当するマイナー作物を追加するとともに、代表作物の残留データを用いて推定した MRL を同一作物群の他の食品に適用することにより、グループ MRL を設定すべきと主張してきた。したがって、今次会合においても、CCPR はグループ MRL の設定促進を支持すべきとの立場で適切に対応したい。

また、コーデックス MRL の設定に必要なデータの要件については、CCPR と JMPR の相互の意見交換が不可欠であるため、CCPR の検討内容について JMPR の科学的な意見を聴取するプロセスが必要であることを指摘したい。

議題10：コーデックス残留農薬部会が適用するリスク分析の原則の改訂

「CCPR が適用するリスク分析の原則」の改訂作業における主たる論点は、15年に1度行われるコーデックス MRL の定期的な再評価の際のデータ要求及び MRL の維持・廃止のルールの見直しである。

前回会合において、特に、定期的な再評価にあたって農薬メーカーがデータを提出しない農薬の MRL の取り扱いが論点となり、今次会合までに、定期的な再評価の手続きの見直し案を優先的に検討し、可能であれば、その検討結果を踏まえて本文全体の修正案を検討することが合意された。

電子作業部会（共同議長国：ブラジル及びアルゼンチン）が示した原案では、再評

価の際に農薬メーカーが自らデータを提出する場合としない場合のデータ要求に大きな差があったため、我が国からは、いずれの場合も JMPR の評価のために十分なデータの提出が不可欠であることを明記すべきと指摘してきた。

MRL の定期的な再評価は、コーデックス MRL の科学的な信頼性と食品の安全を確保する上で重要であることから、科学に基づく MRL の見直し手続きが適切な形でこの原則に含まれるよう対応したい。

議題 11：農薬に関するコーデックス優先リストの策定

電子作業部会（議長国オーストラリア）が作成した、2012 年以降の優先リストについて議論が行われる予定であるが、2012 年の対象農薬は、前回会合で既に調整が図られているため変更されない見込みである。

現在、評価を希望する剤の数の増加に伴い、2013 年の評価候補数が既に JMPR のキャパシティを超えているため、数剤を 2014 年に延期するよう促されているが、我が国が提案した剤について、評価が遅延しないよう対応したい。

議題 12：その他の事項及び今後の作業

(a)CCPR に対する科学的助言の提供に関する JMPR のリソース問題についての討議文書

前回会合において、増大する作業負担に対する JMPR のキャパシティ及びリソースに関する問題点及び解決策について討議文書が示され、主な論点として、新たな資金提供の枠組みの創設、JMPR 専門家の増員、会合の開催回数の増加が議論された。

その結果、本件については、CCPR 単独では解決不可能であるとの結論が得られ、関心のある加盟国から総会に懸念を表明することが合意されたが、昨年総会では本件に関する特段の議論は行われなかった。

文書未達であるが、コーデックス MRL の設定への JMPR の貢献が今後も維持されるよう適切に対応したい。

FAO / WHO 合同食品規格計画
第 20 回食品残留動物用医薬品部会

日時 : 2012 年 5 月 7 日 (月) ～5 月 11 日 (金)

場所 : サンファン (プエルトリコ)

仮議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及びその他の部会・特別部会からの付託事項
3	FAO/WHO 及び第 75 回 FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議 (JECFA) からの関連事項
4	「動物用医薬品の登録に係る技術的要件の調和」 (VICH) を含む OIE の活動報告
5	CCRVDF の付託事項 (Terms of Reference) の改正案
6	(a)動物用医薬品の最大残留基準値 (MRL) 案の検討 (ステップ 7)
	(b)動物用医薬品の最大残留基準値 (MRL) 原案の検討 (ステップ 4)
7	(a)CCRVDF が適用するリスク分析の原則の改正案
	(b)「CCRVDF が適用するリスク分析の原則」及び「食品中の残留動物用医薬品の MRL 設定のためのリスク評価ポリシー」の改訂案
8	(a)水棲動物製品及びそれに由来する製品に対する動物用医薬品残留の管理のためのサンプリングプラン原案
	(b)一斉分析法の性能特徴に関するガイドライン原案
9	(a)JECFA による評価又は再評価を必要とする動物用医薬品の優先順位リスト案
	(b)開発途上国における MRL 設定の必要性に関するデータベース
10	人の健康への懸念から JECFA が ADI 及び MRL を設定していない動物用医薬品のリスク管理に関する勧告
11	はちみつ中の MRL またはその他の規制値設定のポリシーに関する討議文書
12	他の動物種や臓器への MRL 設定における既存の MRL の外挿に関する討議文書

13	その他の事項及び今後の作業
	(a)CCR VDFにおける最近の問題及び解決策
14	次回会合の日程及び開催地
15	報告書の採択

第 20 回食品残留動物用医薬品部会（CCRVDF）の主な検討議題

日時 : 2012 年 5 月 7 日（月）～5 月 11 日（金）
 場所 : サンファン（プエルトリコ）

主要議題の検討内容

仮議題 6. 動物用医薬品の最大残留基準値（MRL）の検討（ステップ 4 および 7）

○ステップ 4

以下の 5 品目については、適切な安全性評価に基づいた MRL が採択されるよう適宜対応したい。

アモキシシリン，アプラマイシン，デラカンテル，モネンシン，モネパンテル

○ステップ 7

ナラシン

前回会合では牛についての MRL は JECFA（FAO / WHO 合同食品添加物専門家会議）が検証した分析法をもとに再度検討する予定であることから、牛の MRL 案はステップ 7 に留め置くことが合意された。その後第 75 回 JECFA 会合において、分析法が検証され、残留コントロール目的に利用可能であるとされた。適切な安全性評価に基づいた MRL が採択されるよう適宜対応したい。

仮議題 7. (a) CCRVDF が適用するリスク分析の原則の改正案

(b) 「CCRVDF が適用するリスク分析の原則」及び「食品中の残留動物用医薬品の MRL 設定のためのリスク評価ポリシー」の改正案

前回会合において、新たに電子作業部会が設置され、本部会が適用するリスク分析に関する文書及びリスク評価ポリシーの改正作業を行うこととされた。また、この作業とは別に前回会合での討議結果を踏まえた CCRVDF のリスク分析の原則及び TOR（付託事項）の改正案（電子作業部会と重複する内容）がコーデックス事務局から提示された。当該電子作業部会による改正案が作成され、今回会合直前に物理的作業部会を開催（フランス、日本及び米国の共同議長）して検討される予定である。本部会が適用するリスク分析に関する文書についてはコーデックスの他のリスク分析に関する文書との整合性を有するよう、また本部会のリスク評価ポリシーについては本部会の MRL 策定等の作業が適切な安全性評価を踏まえて効率的に進むような改訂となるよう適宜対応したい。

仮議題 8. (a) 水棲動物製品及びそれに由来する製品に対する動物用医薬品残留の管理のためのサンプリングプラン原案

(b) 一斉分析法の性能特徴に関するガイドライン原案

前回会合においては、英国及びカナダ主導の電子作業部会が提示した討議文書をもとに、①JECFA より提供された分析法の評価、②一斉分析法の性能特性に関して検討した。

日本は①について、個別の勧告は有意義ではあるが、独立機関である JECFA に対して分析法の詳細の検討の多くを JECFA に求めるのは適切ではなく、当部会の TOR にある本来の作業として、当部会で議論するのが適当であるとの立場を示した。②のガイダンスについては分析法の開発と使用現状を踏まえ、既にコーデックスが「食料生産動物への動物用医薬品の使用に関して各国において食品安全を保証するための規制プログラムを設計・実施するための指針 (CAC/GL71-2009)」を策定済みであることを鑑み、一斉分析法についても同様の基準を策定するのを支持する立場で対処した。英国及びカナダ主導の電子作業部会を設置し、一斉分析法の性能に関する原案を策定することで合意した。

今回会合においては、この一斉分析法の性能及び水産物のサンプリング方法の原案が検討される。これらは最終的に採択されれば CAC/GL71-2009 の付属文書又はその一部分となる予定の文書であることから、当該指針の内容との整合性が重要である。引き続き情報収集に努め、日本の分析法開発及び使用の現状を踏まえ、適宜対応したい。

仮議題 10. 人の健康への懸念から JECFA が一日許容摂取量 (ADI) 及び MRL を設定していない動物用医薬品のリスク管理に関する勧告

前回会合では、①a) 人の健康への懸念から ADI/MRL を設定していない動物用医薬品と b) 人の健康のリスク評価に必要な情報の不足により未だ ADI または MRL が設定されていない動物用医薬品のリスク管理に関する勧告策定のための新規作業のスコープの明確化、②既に JECFA が評価を終了している動物用医薬品に対するリスク管理方法の提案、③JECFA が人の健康への懸念から ADI/MRL を設定しないと結論付けた 8 つの動物用医薬品への対応、④コーデックス基準設定過程でリスク管理勧告を行うための手続き方法について議論が行われた。

日本は①の a) 及び b) はともに重要であり、新規作業で取り扱う必要があるが、2つは性質が異なるため、作業は明確に区別して進めるべきと主張。特に a) は不検出や使用禁止であることなどを明確に設けるべきであり、b) は 2004 年にバンコクで開催された FAO/WHO 合同ワークショップの勧告 (ADI/MRL の設定されていない動物用医薬品の残留について) に従い、各国が設けている MRL の情報を元にコーデックスで暫定的レベルを設置し、JECFA でそれが科学的に妥当であるか検討を行うことが適当である旨発言した。

②は、コーデックスはリスク管理機関として JECFA に必要なリスク評価を依頼しているが、その結果 ADI/MRL を設定できないと結論付けられた動物用医薬

品に対するリスク管理の具体的な勧告をコーデックスは行うべきであること、また、開発途上国である加盟国が適切なリスク管理を行う上でコーデックスが具体的なリスク管理を示す必要があると主張。情報不足が原因で ADI/MRL が設定できない動物用医薬品については 2004 年にバンコクで開催されたワークショップで推奨されたように、各国で既に運用されている MRL をコーデックスの暫定 MRL として設定することが科学的に妥当であるか JECFA で検討を行うことを示唆した。

本リスク管理に関する勧告手続きが早期に策定されるよう、引き続き対応したい。

仮議題 1 2. 他の動物種や臓器への MRL 設定における既存の MRL の外挿に関する討議文書

EU と JECFA より外挿についてガイドラインが報告されている (表 1)。日本においては外挿のガイドラインがないので、過去に外挿を採用した事例を踏まえ、科学的根拠のある安全性評価に基づいた外挿方法となるよう積極的に適宜対応したい。

表 1 EU と JECFA の外挿種の比較

EU のガイドライン		JECFA のガイドライン	
フルデータに基づいた MRL があるもの	外挿	フルデータに基づいた MRL があるもの	外挿
主要な反すう動物 (筋肉)	すべての反すう動物 (筋肉)	反すう動物 (筋肉、肝臓、腎臓、脂肪)	すべての反すう動物
主要な反すう動物の乳	すべての反すう動物の乳	—	—
主要な単胃哺乳類	すべての単胃哺乳類	非反すう動物 (筋肉、肝臓、腎臓、脂肪)	すべての非反すう動物
鶏と卵	家禽及びその卵	鶏と卵	家禽及びその卵
サケ科魚類	すべての魚類 (all finfish)	—	—
主要な反すう動物か単胃哺乳類	馬	—	—
ウシ (又は羊)、ブタ及び鶏で同一の MRL が設定	全ての食料生産動物 (魚を除く)	—	—

FAO/WHO 合同食品規格計画
第 40 回食品表示部会

日時 : 2012年5月15日(火)～5月18日(金)

場所 : オタワ(カナダ)

仮議題

1.	議題の採択
2.	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3.	コーデックス規格案における表示事項の検討
4.	FAO 及び WHO からの付託事項：食事、運動及び健康に関する WHO の世界的な戦略の実施について
(a)	栄養と健康強調表示の使用に関するガイドラインの改定原案：栄養成分強調表示と比較強調表示に関する追加条件
(b)	栄養表示ガイドラインに追加する栄養参照量の定義案
(c)	義務的栄養表示の要件
5.	有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販売に係るガイドライン
(a)	エチレンの他の果実製品への使用の追加(ステップ7)
(b)	スピノサド、オクタン酸銅及び炭酸水素カリウムの追加
(c)	エチレンのミバエ被害防止のためのかんきつ類の成熟パイナップルの開花誘発並びに玉ねぎ及びばれいしょの発芽抑制のための使用
(d)	有機養殖漁業
(e)	構造的手法及びテンプレート
6.	規格化された食品の一般名称の変更
7.	その他の事項、今後の作業及び次回会合の日程及び開催地
8.	報告書の採択

第 40 回食品表示部会 (CCFL) の主な検討議題

日時：2012 年 5 月 15 日 (火) ～ 5 月 18 日 (金)

場所：オタワ (カナダ)

主要議題の検討内容

議題 4. FAO 及び WHO からの付託事項：食事、運動及び健康に関する WHO の世界的な戦略の実施について

以下の (a)～(c) について検討が行われる予定である。我が国としては、WHO 世界戦略の重要性は認めるものの、食生活は各国によって異なり、注意すべき栄養素も自ずと異なること等に留意しつつ、WHO 世界戦略の実施に適した表示規定が策定されるよう対応する予定である。

- (a) 栄養と健康強調表示の使用に関するガイドラインの改定原案：栄養成分強調表示と比較強調表示に関する追加条件
- (b) 栄養表示ガイドラインに追加する栄養参照量の定義案
- (c) 義務的栄養表示の要件

議題 5. 有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販売に係るガイドライン

以下の (a)～(e) について検討が行われる予定である。

我が国としては、エチレンについては、追加の必要性に関する根拠が必要としており、同様の立場で対応する予定である。

有機養殖漁業については、第 38 回会合での合意に基づき、有機食品の表示ガイドライン (CAC/GL32-1999) に海藻を含む養殖水産物の規定を追加する作業が行われている。提案国である EU が各国からのコメントを参考に新たな修正案を作成し、第 40 回部会で検討することとなっている。我が国としては、実効性のある現実的なガイドラインとなるよう対応する予定である。

それ以外については、情報収集に努め、適切に対応する予定である。

- (a) エチレンの他の果実製品への使用の追加(ステップ 7)
- (b) スピノサド、オクタン酸銅及び炭酸水素カリウムの追加
- (c) エチレンのミバエ被害防止のためのかんきつ類の成熟、パイナップルの開花誘発並びに玉ねぎ及びばれいしょの発芽抑制のための使用
- (d) 有機養殖漁業
- (e) 構造的な手法及びテンプレート